

【公開版】

2023年4月17日  
日本原燃株式会社 濃縮事業部

加工施設（ウラン濃縮工場）定期事業者検査の報告（開始時）について

2023年度の定期事業者検査について以下のとおり報告します。

1. 名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
名称 日本原燃株式会社  
住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108  
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地  
名称 濃縮・埋設事業所  
所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504番地22
3. 検査の対象及び方法並びに期日  
対象 加工施設（ウラン濃縮工場）  
方法 加工施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認する  
期日 2023年5月22日～2024年3月8日（予定）
4. 検査予定の概要  
添付書類1のとおり
5. 添付書類（加工規則 第3条の13 第3項に準拠した書類）
  - (1) 定期事業者検査の計画  
添付書類1「2023年度定期事業者検査計画書」
  - (2) 加工施設及び第7条の4第1項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第3号の施設管理目標  
添付書類2「2023年度 濃縮事業部 施設管理目標」

■については、商業機密または核不拡散の観点から公開できません。

- (3) 第7条の4第1項第4号の施設管理計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。）及び期間
  - ロ 加工施設の工事の方法及び時期
  - ハ 加工施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
  - ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 添付書類3「加工施設 施設管理実施計画（第4保全サイクル（2023年度）」
- (4) 第3条の10第2項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）
- 定期事業者検査項目の全てについて一定の期間を12ヶ月として設定し、一定の期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で実施する。
- (5) 前回の定期事業者検査において提出した前3号〔本書5.(2)～(4)〕に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
- 前回（2022年4月27日）提出した書類
- ・「加工施設 施設管理実施計画（第3保全サイクル（2022年度）」（改正2、2022年4月21日承認）
- 変更の内容を説明する書類（添付書類4）
- ・「加工施設 施設管理実施計画（第3保全サイクル（2022年度）」（改正4、2023年2月10日承認）

#### 主な変更内容

- ・新規制基準に基づく追加安全対策工事の状況を踏まえたMCS基軸工程変更に伴い、添付資料-1「加工施設の設計および工事の計画」の工事期間を変更した。  
（工事期間を変更した主な工事）  
モニタリングポスト等更新工事、新規制基準に基づく追加安全対策等（設工認第4回、第5回申請）、新規制基準対応に伴う貯水槽の設置工事 等
- ・ウラン濃縮工場の生産運転再開時期について、新規制基準に基づく追加安全対策工事の状況を踏まえて変更したことにより、添付資料-2(1)～(3) 保修担当各課の点検計画および添付資料-2(4)「2022年度定期事業者検査計画書」の改正を行った。

(定期事業者検査計画の主な改正内容)

検査の時期の変更および検査項目のうち均質・ブレンディング設備の「主要配管（均質・ブレンディング系）気密試験」、「均質槽 He リーク、気密試験」、「均質槽安全弁作動試験」を 2022 年度の検査対象外に変更

- (6) 前回の定期事業者検査において提出した第 2 号または第 3 号〔本書 5. (2) および 5. (3)〕に揚げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

前回（2022 年 4 月 27 日）提出した書類

- ・「2022 年度 濃縮事業部 施設管理目標」（2022 年 3 月 29 日承認）

〔本書 5. (2)〕

- ・「加工施設 施設管理実施計画（第 3 保全サイクル（2022 年度）」（改正 2、2022 年 4 月 21 日承認）〔本書 5. (3)〕

評価の結果を記載した書類（添付書類 5）

- ・「2022 年度 濃縮事業部 施設管理目標評価（改正 1）」（2023 年 2 月 17 日承認）

- (7) 前回の定期事業者検査において提出した第 4 号〔本書 5. (4)〕に揚げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第 3 条の 10 第 3 項各号に揚げる事項について記載した書類  
該当なし。

以上